

牟礼コミュニティ・センター使用のきまり

1 使用できる人

原則として、三鷹市民と三鷹に在勤在学している人々です。

2 開館している時間

平日 午前10時から午後9時までです。

日曜 午前10時から午後5時までです。

3 休館日

(1) 毎週火曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日及び国民の休日

(3) 振替休館日（前号の国民の祝日及び休日が火曜日に当たるときは、その翌日とし、休館日が連続するときは、最後の休館日の翌日とします。）

(4) 12月29日から翌年の1月3日までの日（第2号に掲げる日を除く。）

(5) その他住民協議会が必要と認めた日（なお、臨時休館する場合は、事前にセンター掲示板に掲示します。）

4 使用方法

受付は、すべて事務局で行っています。電話による受付は、いたしません。必ず事務局に申し出て記帳その他必要な手続をしてください。

(1) 個人の利用について

(イ) 広間は、住民協議会の主催する事業がある場合を除き、午前10時から午後5時（日曜日は午後4時30分）まで高齢者の個人利用となっています。舞台、囲碁、将棋、テレビ等の施設がありますので、お気軽にご利用ください。

(ロ) 浴室の利用は、満60歳以上の人に限りです。利用の際は、施設利用券を受付に預けていただくことになっています。入浴時間は、午後2時から午後4時までで、必ず3人以上でご利用ください。

(ハ) 図書室は、自由に閲覧できます。図書は、4冊まで貸出しをしています。

図書室では本を大切にし、他人の迷惑にならないよう、静かにしましょう。

図書室の利用時間は、次のとおりです。

- ・ 閲覧時間

月曜日から土曜日までは、午前10時から午後8時45分までです。

日曜日は、午前10時から午後4時45分までです。

- ・ 貸出し時間

月曜日から土曜日までは、午前10時30分から午後8時30分までです。

日曜日は、午前10時30分から午後4時30分までです。

本を紛失したり、はなはだしくいためた場合は、賠償していただくことがあります。

(ニ) 遊戯室では、お互いになかよく、遊具などを大切にし、他人の迷惑にならないように利用しましょう。

(ホ) 幼児室を利用できる子は、学齢前の幼児で、保護者の同伴が必要です。特に、安全と清潔には、注意してください。

(ヘ) 広場の利用は、住民協議会が必要と認めた行事のほかは、団体の利用は、認めておりません。

また、共同利用となりますので、他の利用者に迷惑のかからないように十分注意して、事故のない安全なコミュニティ広場となるよ

うご協力をお願いします。

〔注 意〕

ゴルフや野球（素振りも含む。）など他の利用者に危険を及ぼすおそれのある行為は、禁止しています。また、建物の壁面には、ボールをあてないでください。

(ト) プール

一般開放のときには、プールの利用上の注意を守り、お互いに譲り合って事故のないように気をつけましょう。

(チ) 個人利用のできない部屋

茶室、講習室、視聴覚室、会議室、消費者活動室、工作室及び第2会議室は、個人で利用することはできません。

(リ) 各施設、各室とも中学生以下の子どもは、午後5時（春分の日から秋分の日までは午後6時）になったら帰宅してください。

(2) 団体（グループ）の利用の場合

体育館の使用時間と利用区分は、次のとおりです。

曜日 時間	月	水	木	金	土	日
午前 10:00～12:30	グループ	グループ	グループ	グループ	グループ	グループ
午後A 13:00～15:00	グループ	グループ	グループ	グループ	個人 グループ	個人
午後B 15:30～18:00	グループ	グループ	グループ	グループ	個人 グループ	個人
夜間 18:30～20:30	グループ	グループ	グループ	グループ	グループ	

※ 毎月の第2、第4土曜日の午後のA・B時間帯と日曜日の午後のA・B時間帯は、個人利用です。ただし、土曜日の個人利用は、小学生のみが対象です。

※ 個人の利用時間帯の幼児連れの利用は、自己防止のためご遠慮ください。

※ 土足は、厳禁です。必ず体育館用靴を持参してください。また、運動用具は、用意しておりませんので、各自で持参してください。

※ 日曜日午後Bの時間帯は、午後4時30分で終了です。

※ 体育館の利用方法等については、必要に応じて変更することがあります。

※ お互いに事故のないよう十分注意して、心のふれ合う明るい体育館になるようご協力ください。

※ 体育館内での飲食は、禁止します。また、故意に器物破損等があった場合は、損害を賠償していただくことがあります。

体育館以外の使用時間の区分は、次のとおりです。

ア 午前10時～午後1時

イ 午後1時30分～午後5時（ただし、日曜日は午後4時45分）

ウ 午後5時30分～午後8時45分

(イ) 使用申込みの受付は、次により取扱います。

- ・ 自主グループの認定を受けた団体又は住民協議会が別に指定した団体は、使用日の2か月前に属する当該月から当日まで施設利用の申し込みをすることができます。
- ・ その他の団体は、登録申請書と会員名簿を提出し、使用日の2週間前から当日まで申し込みすることができます。

(ロ) 受付時間は、午前10時から午後8時30分までです。

(ハ) 申込みは、責任者が受付で所定の申込書に記入して、承認を得てください。電話による申込みは、取扱いません。

(ニ) 原則として、申込み順に承認します。ただし、やむを得ない事情がある場合は、責任者間の話し合いで変更することがあります。

(ホ) 原則として、定例的及び継続的に使用することは、できません。ただし、継続的な学習、講習、展示等使用の性格上やむを得ない場

合は、承認することがあります。(原則として週の内1回)

(へ) 使用を取り消すときは、速やかに連絡をして、受付に承認書を返してください。

(ト) 使用の当日は、承認書を受付に提出して、確認を受けて使用してください。

(チ) スポーツを目的とするグループ使用の場合は、できる限りスポーツ傷害保険に加入してください。各自が十分注意して事故を起こさないようにしてください。

5 使用にあたって守っていただくこと

センターを使用する人は、次の事項を守ってください。

(1) 建物、機材その他の器具を大切に、汚損やき損をしないように注意してください。

(2) 承認を得ないで、使用場所の変更や備品を使用しないでください。

(3) 決められた場所以外では、火気を使用しないでください。

(4) 政治活動、宗教活動、物品の販売等の営利につながる行為やこれに類する行為は、しないでください。

(5) ポスター等の掲示は、住民協議会の承認を得た場合に限り、掲示することができます。

(6) 冠婚葬祭には、使用することはできません。

(7) 原則として、酒、アルコール類の飲料水等の持込みは、できません。

ただし、あらかじめ住民協議会の承認を得た場合は、その範囲内で使用することができます。

(8) 近隣や他の利用者に迷惑を及ぼすような行為はしないでください。

6 その他

(1) 使用の承認を受けた人が、次の一つに該当するときは、使用を停止し、又は承認を取り消すことがあります。

- (イ) この使用のきまりに違反したとき。
 - (ロ) 使用の目的又は使用条件に違反すると認められたとき。
 - (ハ) その他住民協議会が使用を不相当と認めたとき。
- (2) 使用者は、使用の停止又は取消しをされた場合は、直ちに使用場所等を現状にもどして、事務局の承認を受けてください。
- (3) センターの施設や設備をき損又は汚損をした場合は、その損害を賠償していただくことがあります。
- (4) その他分からないことは、事務局に相談してください。

附 則

この使用のきまりは、昭和53年4月1日から実施する。

附 則

この使用のきまりは、昭和54年6月24日から実施する。

附 則

この使用のきまりは、平成16年5月1日から実施する。

附 則

この使用のきまりは、平成24年6月1日から実施する。

附 則

この使用のきまりは、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この使用のきまりは、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この使用のきまりは、平成31年3月29日から実施する。